

# ○常総衛生組合職員の定年等に関する条例

昭和59年7月3日

常総衛生組合条例第1号

第1条 常総衛生組合職員の定年等に関する条例については、常総市職員の定年等に関する条例（昭和59年水海道市条例第2号）の規定の例による。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。